

「広域リージョン連携」の具体化 に向けた提言



令和7年5月
関西広域連合

「広域リージョン連携」の具体化に向けた提言

第217回国会（令和7年1月24日開会）での施政方針演説において、都道府県域を越えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」を強力に推進し、自治体同士の広域連携を抜本的に強化することが示された。

一方で、その内容や方向性は未だ具体的に示されていない。

関西広域連合は設立以来、日本で最初、唯一の府県域を越える広域行政体として、7つの広域事務及び広域的な課題に係る政策の企画調整に取り組み、カウンタパート方式による被災地支援、ドクターヘリの共同運航、新型コロナウイルス感染症対応など、関西全体の広域行政を担う責任主体としての実績を着実に積み上げてきた。

これらの実績を踏まえ、国において、「広域リージョン連携」の具体化を進められるに当たり、以下の項目について要望する。

記

1. 「広域行政ブロック単位の広域連合」が担う役割の法制化

国と地方の関係の再構築に向けて地方分権改革に関する抜本的な議論を行い、国と地方の役割分担の中に「広域行政ブロック単位の広域連合」を法的に位置付け、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることを法制化すること。

2. 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

広域行政ブロック単位の広域連合が国に権限移譲を要請するに当たっては、移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等を明確化すること。

併せて、要請を受けた国の行政機関の長は、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとする。

3. 国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区（仮称）」及び「実証実験要請権」の導入

国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区（仮称）」を導入すること。

併せて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」を導入すること。

4. 産業力強化を目的とした広域的プラットフォームへの支援

関西広域連合は、関西経済連合会と連携し、公設試験研究機関を核に、国の研究所や大学、産業支援機関等との連携・協力を通じ、域内企業の技術開発から製品化までシームレスに支援する「関西広域産業共創プラットフォーム」を構築している。この取組を更に深化させるため、国のネットワークを活かして全国の大学・研究機関から専門人材等を紹介するスキームの検討を行うとともに、府県をまたがる産学官のプラットフォームで取り組むイノベーション創出に必要な、公設試験研究機関の設備・機器の更新や導入などについての支援制度を創設すること。

5. 国際観光旅客税を活用した広域観光振興の支援

今や自動車産業に次ぐ規模となっている観光産業だが、関西では京都、大阪など一部の地域に観光客が集中しており、その経済効果を関西各地に波及させるためには、関西全体への広域周遊を促す取組が必要である。こうした取組も含め、広域観光行政に係る財政需要を踏まえ、引上げが議論されている国際観光旅客税について、税収の一定割合を財源に、柔軟に活用できる自由度の高い交付金制度を設けるなど、広域観光の振興に必要な財政措置を講ずること。

6. 国・地方が連携した広域防災体制の構築

大規模広域災害については、事前防災を含め広域での国、地方自治体を中心とする官民連携による対応が必要であり、国全体の防災体制の強靱化と双眼構造の確保を図るため、防災庁を設置し、その拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点は、関係機関が複数集積する関西に設置すること。

また、防災庁の設置に係る検討においては、地方自治体と連携することが必要であるため、阪神・淡路大震災の経験を通じた知見・ノウハウを有し、被災地支援の知識・経験等を有する国内唯一の広域自治体である関西広域連合と協議すること。

令和7年5月12日

関西広域連合

広域連合長 三日月 大造